

ISDA® JAPAN MONTHLY UPDATE

2008年10月

コミッティ活動

Regulatory: 担当森田(tmorita@isda.org)

2008年6月に国会で承認された金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案が金融庁より公表された。修正点には、銀行が、ある一定の状況下において現物決済のコモディティデリバティブ取引を行えるなど、銀行、証券業に許可される業務範囲の拡大が含まれている。ISDAは金融庁に対し、コメントレターを10月20日に提出した。

金融商品取引法に基づき私設取引システム(PTS)としての承認を受けることが必要かどうかについてなど、CDSオークションに関する規制が金融庁によって明確にされた。一定の条件を満たす場合において、プラットフォームには外国業者に関する特例が適用されるため(金商法第58条、第58条の2)、PTSとして内閣総理大臣の認可を得る必要はない、ということが明確になった。

Collateral: 担当森田(tmorita@isda.org)

2008 ISDA Credit Support Annex (Loan/Japanese pledge)が10月21日に公表された。これは、1995 ISDA Credit Support Annex (Security Interest – Japanese Law) の改訂版で、1998年の一括清算法、2005年の新破産法、新しい証券決済システム(社債等の振替に関する法律)など、1995年にJapanese Annexが公表されたのちに導入された、本邦における関連法の変更を反映したものの。

Operations: 担当難波(knamba@isda.org)

10月2日、ISDAは東京証券取引所(TSE)、日本証券クリアリング機構、証券保管振替機構主催による、OTCデリバティブのポストトレードインフラについての第一回勉強会に参加した。勉強会は、デリバティブのインフラ(電子コンファメーションプラットフォームとクリアリング機能を含む)が効率的なポストトレードオペレーションと健全なリスクマネジメントを行うために、どのような改良がなされるべきか、および本邦におけるOTCデリバティブ市場のさらなる発展のために何をすべきかについて話し合うことを目的としている。勉強会のメンバーは、オブザーバーとしての日本銀行、ISDAを含め、日系、外資系双方の、グローバルにビジネスを行っている主要金融機関によって構成されている。勉強会は来年3月まで毎月開催され、会議で議論された内容をもとに報告書を作成する予定。

10月29日、ISDAは東京金融取引所(TFX)主催によるOTCデリバティブに関する勉強会に参加した。会の構成員はTSE主催のものと同様だが、TFX主催によるこの勉強会では、本邦における金利およびクレジットデリバティブに関する清算機関導入の可能性について話し合うことに焦点が置かれている。

Equity Derivatives: 担当難波(knamba@isda.org)

10月10日、Japan Variance Swap Working Groupのメンバーは、日経225種平均株価のIndex Variance Swap取引に関するMarket Disruption Event発生の可能性について電話会議を行った。この日東京証券取引所で取引されるNikkei 225種平均株価の20%以上を占める銘柄がストップ安となる可能性があったが、これは2002年版Equity Derivatives Definitions、Section 6.3(b)(i)によりTrading Disruptionに該当しうる。さらに、この場合Market Disruption Eventに該当するのかわからないのか、という疑問があった。ディーラー各社は話し合い、意見交換を行い、メンバーに対し法的な拘束力を持つものではない、という理解のもとにコンセンサスを得ようとした。

コミッティ並びに作業部会会合/コンファレンスの予定

Accounting Committee (日本語による会合)	11月5日
UNDERSTANDING THE ISDA MASTER AGREEMENTS CONFERENCE (ANA InterContinental Tokyo)	11月12日
Credit Derivatives Committee (日本語による会合)	11月17日
Operations Committee (日本語による会合)	tbc